

行政上の義務の履行確保方策一覧

資料2-3⑩

履行方策の種類		概要	関係法令	消防法における適用
行政上の強制執行	行政代執行	代替的作為義務について、義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。	行政代執行法	消防法における各種命令違反への適用（左記条件に該当する場合に限る。） 消防法第3条命令（屋外における火災予防等措置命令）、第5条の3命令（消防吏員による防火対象物における火災予防等措置命令）において要件の緩和及び相手方不明の際の略式規定あり。
	直接強制	義務の不履行があった場合、直接に義務者の身体や財産に実力を加えること。	感染症予防法（第19条第3項の措置入院等）	（なし）
	執行罰	行政上の義務を義務者が怠る場合に、行政庁が、一定の期限を示し、もし期限内に履行しないか履行しても不十分なときは過料を課することを予告して、義務者に心理的圧迫を加える方法により将来に向かって義務の履行を強制すること。	砂防法（第36条）	（なし）
	強制徴収	（略）	（略）	
間接的強制	行政刑罰	行政上の義務違反について司法手続きによって刑罰を課すこと。	（多くの行政関係法）	消防法における各種命令違反及び義務違反への適用（第38条～第46条）
	過料	刑罰としてではない形で制裁として金銭を徴収すること。	（多くの行政関係法）	消防法における届出違反等への適用（第46条の2～46条の5）
	通告処分制度	国税法犯取締法において、犯則事件の調査により犯則の心証を得たとき、犯則者に対して理由を明示して罰金又は科料に相当する金額等を納付すべきことを通告し、犯則者が履行した場合には公訴を提起しない。	国税法犯取締法（第14条～第17条）	（なし）
	交通反則通告制度	道路交通法において、一定の交通違反者に対して反則金の納付を通告し、通告を受けた者が納付した場合には公訴を提起しない。	道路交通法（第125条～第130条の2）	（なし）
	放置違反金	道路交通法において、違法放置車両の使用者に対して、公安委員会が行政制裁金としての放置違反金の納付を命ずることができる（違法駐車行為をした運転者が反則金を納付又は公訴を提起等された場合を除く。）。	道路交通法（第51条の4）	（なし）

履行方策の種類		概 要	関係法令	消防法における適用
その他	公表制度	行政上の義務違反について公表を行うこと。	障害者雇用促進法(第47条による勧告に従わない場合の公表)等 ※情報提供としての公表には法的根拠は要しないとされている。	消防法における各種命令をした場合における標識の設置等による公示
	行政サービスの拒否・留保	行政上の義務違反について、当該違反等が解消されるまで、行政サービスの提供の拒否・留保を行うこと。	違法建築物等に対する公共水道の給水の留保(豊中市給水拒否事件上告審判決(最判昭和56年7月16日)等)	(なし)
	課徴金	違反行為による利益を徴収して不当な経済的利益を剥奪する。	国民生活安定緊急措置法(第11条) 独占禁止法(第7条の2)	(なし)